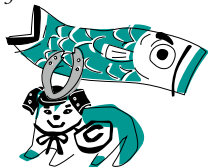


デザインコンペの多くは応募者に著作権譲渡を求め、「著作権法第27条・28条の権利を含む」として無断改変されない権利や二次的著作物利用の権利までも半ば強制的に奪い、さらには著作者人格権の不行使特約を付けるなど不適切な要項で実施されています。歌人でありジャーナリストでもあった与謝野晶子がかつて、「女性の参政権は新たに獲得するものではなく、回復するもの」と主張しました。デザイナーの知的財産権に関わる基本的な権利も、本来備わっているものを正常に戻す、つまり回復させるものなのです。

JAGDA 創作保全委員会 田中雄一郎



JAGDA
創作保全委員会
Report 3



発行日／2025年4月20日

企画・編集／JAGDA 創作保全委員会

編集長／味岡伸太郎

編集委員／藤崎知子 植木 誠 梶 友宏 葛本京子

北川裕子 瀧脇大典 田中雄一郎 本田未禧

近藤直樹（事務局）

監修／前原一輝（弁護士）

デザイン／味岡伸太郎

テキスト／北川裕子

Web／藤崎知子

C_NOTE ログタイプ／田中雄一郎

イラストレーション／宮田香里

印刷・製本／株式会社シナノ

発行所／公益社団法人日本グラフィックデザイン協会（JAGDA）

〒107-6205 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー 5F

TEL: 03-5770-7509 FAX: 03-3479-7509

jagda@jagda.or.jp

<https://www.jagda.or.jp>



公益社団法人日本グラフィックデザイン協会

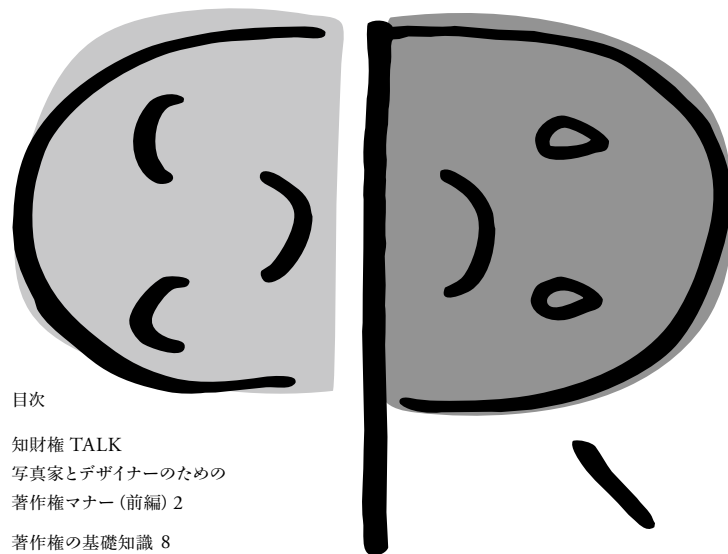
Apr-Jul
2025

3

Copyright
Protection



JAGDA 創作保全委員会 Report



目次

知財権 TALK

写真家とデザイナーのための

著作権マナー（前編）2

著作権の基礎知識 8

著作権 Q&A 10

デザイナーのための判例解説

囲碁将棋チャンネル訴訟の続報 12

創作保全委員会の活動報告 14

知財権セミナー情報 15

表紙

JAGDA 知財権セミナー【福岡編】

ABOUT OUR COPYRIGHT ポスター

Design: Shimogawa Masanori



公益社団法人日本グラフィックデザイン協会



棚井文雄さん 撮影：味岡伸太郎

TALK.1

写真家とグラフィックデザイナーが ご近所付き合いのような親しい関係を築くために。

藤崎 棚井さんには2023年のJAGDA知財権セミナーでご講演いただきました。そのとき印象に残ったのが、「著作権は使ってもらうための権利でもある」という言葉です。私たちグラフィックデザイナーは、仕事をする上で日常的に写真を使用させていただく立場なので、この点について改めてお聞かせください。

棚井 基本的に、著作権は作者や作品を守るための権利であると考えています。その上で、著作者（写真家）が、この権利をどう理解して、どのように主張していくのが重要だと思います。JPCAのセミナーなどで話をする際、著作権、肖像権といった言葉を使うと、それだけでアレルギー反応のように、「難しい」、「分かりづらい」と受け止められてしまう感覚がありました。なんとか権利の話をせずにセミナーができないかとモヤモヤしていた時期に、ちょうどJAGDAの知財権セミナーに呼んでいただき、「写真を使う」というテーマで講演を依頼されました。著作権というと、何か使わせないための権利、といった印象を持たれる方がいますが、多くの写真家は自分

の写真を使ってもらいたいと思っているはずです。だからこそ写真家とデザイナーの関係は、まず権利の話ではなく、もっと親しい近所付き合いのようにできないかなと。著作権を使わせないためではなく、きちんと使ってもらうために、という切り口にすれば、写真家に向けても、グラフィックデザイナーに向けても話せる内容になると考えました。

藤崎 そう聞くと、デザイナー側にとっても著作権という言葉の敷居が低く感じます。きちんと使うためには、どんなことが必要でしょうか。

棚井 写真の場合は、使ってもらう際に、その写真をいいなと思ってくれた方が、著作者を探せる状況で掲載してもらうことが大切です。そのために、氏名表示権や同一性保持権を含む、著作者人格権（*1）というものがあるんですよ、という説明をしています。JPCAでは加盟11団体の会員の職業写真家を中心に、16桁の著作権者ID（*2）を発行し、データベースを構築しています。写真を使ってもらう際、撮影者名とこのIDも一緒に掲載してもらうことで、写真を見た人が著作権者にアクセスできる仕組みです。

TALK.2

きちんと使ってもらう鍵となる 著作者人格権と、“不行使特約”問題。

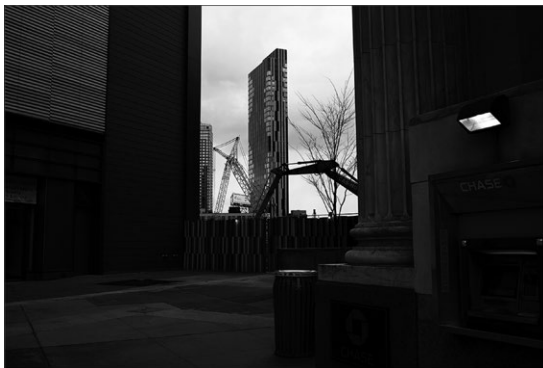
藤崎 いまお話のあった著作者人格権にも関わることですが、昨年、漫画作品「セクシー田中さん」のドラマ化を巡って、原作者の菅原妃名子さんが自ら命を絶たれるという非常に残念な事件がありました。著作権の中でも、著作者人格権は作品と作者の心を守る大切な権利です。ところが現在、私たちデザイナーの契約でも、著作者人格権の不行使特約（*3）を明記させるなど、著作者の権利を弱めようとする動きがありますが、写真の世界ではどうでしょうか？

棚井 「セクシー田中さん」の事件は、後のさまざま

*1 著作者人格権／著作権のうち、著作者の財産的利益を守る著作権に對して、精神的利益の保護を目的に規定されたもので、公表権・氏名表示権・同一性保持権からなる。著作者人格権は一身専属の権利であり、他人に譲り渡すことはできない。

*2 JPCAでは2003年より、会員団体（日本写真家協会、日本広告写真家協会など11団体）に加盟する写真家に著作権者IDを附番、16桁の英数字に所属団体と会員番号を組み合わせることで、著作者の個人情報を守りつつ、照会者が写真家にアクセスできる仕組みとなっている。

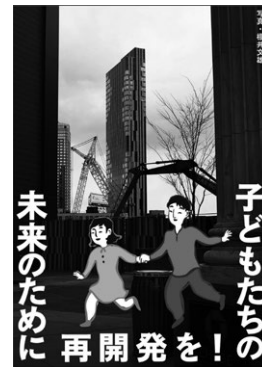
*3 著作者人格権の不行使特約／著作権と違って、著作者人格権は譲渡・相続することができない。そのため著作権の譲渡や使用許諾に伴い、リスク回避のために著作者人格権の不行使特約を結ぶケースが増えているが、人格権の不行使特約自体が有効か否かという著作権法上の問題が残る。



棚井文雄氏が2013年3月にニューヨークで撮影した元画像

な対応をととても残念に思い、JPCAの会報誌でも取り上げました。数多くのフォトコンテストの応募要項の中にも、著作者人格権の不行使特約が見受けられます。これは写真家と出版社の間の契約書にも増えています。トラブル防止のために、著作者人格権の不行使特約を付けるべきだ、と提案している弁護士もいます。最近ある写真家から、ひどい契約書が届いたので見てもらいたいが、契約書の中に秘密保持条項が入っていて、契約書そのものを誰かに見せられないから、相談したくてもできない、という話をされました。匿名で見せてもらおうと、やはり問題が多く、このような不行使特約を含む応募要項や契約書が蔓延している状況で大変心配しています。JPCAとしては、フォトコンテスト主催者に向けて書類や面談を通して改善を求める活動を行っていますが、そうした中で気づいたことは、こうした問題を含んだフォトコンテストに審査員として関わっている写真家がいるという現状です。写真家側が変わらなければ、この状況を完全に変えることはできないだろうと考えています。

藤崎 デザイナー側からぜひお聞きしておきたいのですが、写真家として、このような使い方は絶対にして欲しくない、という使い方はありますか？



元画像を縦位置にトリミング



さらに斜めに変形加工

棚井 それを説明するのにとても分かりやすい画像を、JAGDAの知財権セミナーの際に作成していただきました。私が撮影した1枚の写真を使った、2点のポスターイメージです。同じ高層ビルの写真ですが、トリミングや文字の載せ方によって、まったく逆の意味に使われています。1点は、タワーマンションの建設反対を想定して作成していただいたものです。もう1点は、子どもたちの未来のために再開発賛成を掲げています。このポスターと写真家の名前を見た人は、撮影者はタワーマンションの建設に反対、あるいは賛成していると捉えるのではないのでしょうか。そうでなければこの写真は利用させないだろう、と想像されてしまうかもしれません。ここで大切になるのが、著作者人格権のひとつ、同一性保持権(*4)です。これは作者の意に反して、作品の内容やタイトルを変更されない権利で、写真家の許可がないまま、作品がトリミングされたり、写真の上に文字を載せられてしまったりすることがないように、改変を防ぐための権利です。もちろん写真家本人が別の意図で使われることにも納得すればいいのですが、何を思って作品を作り、どんな気持ちで発表しているのか、その意図をしっかりと汲んでいただき、利用してもらいたいです。そうではない使い方を求められ

*4 同一性保持権／著作物の内容やタイトルを作者の意に反して勝手に変更したり改変したりされないための権利。写真でいえば勝手に色彩を変える、トリミングする、写真の上に文字を載せるなどの行為によって同一性保持権を侵害する恐れがあるため、注意が必要。

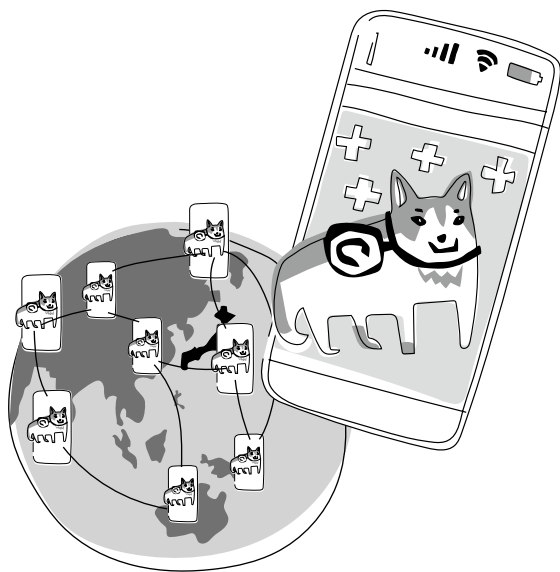
た場合は、写真家の方で、これはちょっとごめんなさい、と言える関係であれば、トラブルが起きるようなことはないだろうと思います。同一性保持権は、写真家の立場からすると、自分の作品をきちんと使ってもらうために鍵となる権利だと考えています。

TALK.3

実はあまり知られてない、 SNSにおける著作権の扱われ方。

藤崎 最近は、SNSで画像が無断で使用されたり、拡散されたりすることが問題になっています。写真家の皆さんは、対処方法や対策をどのように考えられていますか？

棚井 セミナーでもよく受ける質問ですが、個人的な意見としては、まず大切な写真はSNSにアップしないこと。とくにSNSでは、投稿した時点でその



SNSの中で自由に使われてしまうなどの規約があります。知らない方も多くて、説明すると驚かれますが、例えばXではコンテンツを投稿した時点で、世界的、非独占的、ロイヤリティフリーのライセンスをX社に付与することが利用規約(*5)に明記されています。またSNSに限らず、インターネット上にアップしたものは無断でコピーされてしまう可能性もあるため、アップする前に、何が写っているかをもう一度確認することが大切です。撮影した画像を拡散して、情報を広めてくれることが撮影者にとって有益になる場合もありますが、例えば著作権や肖像権といった、誰かの権利を侵害するものが写っていた場合など、後になって削除しようと思っても、もう削除できないくらいに拡がってしまうリスクもあることを認識しておかなければいけません。写真の場合は、著作権者をはっきりさせるために、ウォーターマーク(透かし)を入れてからアップすることも無断使用や無断転載防止に役立ちます。これを簡単に消せるソフトもありますが、まず主張することが大切だと思います。

SNSについて私が強く感じている違和感は、Xで他のユーザーの投稿を自分のタイムラインに共有する「リポスト」機能が、「引用」と訳されていることです。著作権法上の引用の要件を満たしていない状態でも、リポスト＝引用という名のもとに、他人の著作物をどんどん使っているんだと、みんなが誤解してしまっている印象を受けるので、この訳はおかしい、とセミナーの度にお伝えしています。講師の側も、自分の著作権については強く主張する一方で、他者の作品を引用する際に法的なルールを遵守できているかという、そうでない場合が見受けられます。自分自身が他者の権利を守っていないと、こちらの権利を守って欲しいという主張も響きにくいと思うので、このことも大切に考えなければいけないと思います。

*5/Xのサービス利用規約には、「ユーザーは、ポストまたは共有する自身のコンテンツに対する所有権と権利を留保するとともに、自分のコンテンツを世界中で利用できるようにしたり、他のユーザーがポストまたは共有できるようにしたりするための非独占的ライセンス(再許諾の権利を含む)を当社に提供するもの」と明記されている。

棚井文雄／東京工芸大学にて写真家・細江英公氏に学び、卒業後、大倉舜二氏に3年間師事し、独立。2005年に渡英、その後ニューヨークに拠点を移す。作品収蔵にフランス国立図書館、ニューヨーク近代美術館など。JICA常務理事、JPS「日本写真保存センター」統括、日大藝術学部非常勤講師、文化庁文化審議会著作権分科会委員。

著作者人格権は、誰にも譲渡や相続できない、著作物を生み出した人に付与される一身専属の権利であり、その内容は公表権、氏名表示権、同一性保持権の3つで構成されます。

1. 公表権

公表権は、未公表の著作物を公表するかどうかを決める権利です。夏目漱石が執筆した『坊っちゃん』の原稿を、いつ、どうやって、どこかの出版社から世に公表するかは、著作者の漱石が権利を持ちます。書いたと同時に著作権を取得するので、例えば日記のように自分の記録のために書くものや、恋文などある特定の人に向けて書いた手紙など、本来公表を予定していないものであっても、思想や感情を創作的に表現したものであれば著作物に該当しますから、公表するかどうかを決めるのは著作者の権利です。昔の恋人に宛てた手紙を勝手に公表されるといった行為は、その恋文を書いた人の人格権、とくに公表権を侵害することになります。有名な事件としては、三島由紀夫の手紙をめぐる紛争があります(*1)。三島由紀夫が死んでから、手紙をもらった弟子が勝手に公表したことに対し、三島由紀夫の遺族が訴え、出版の差し止めと損害賠償が認められました。

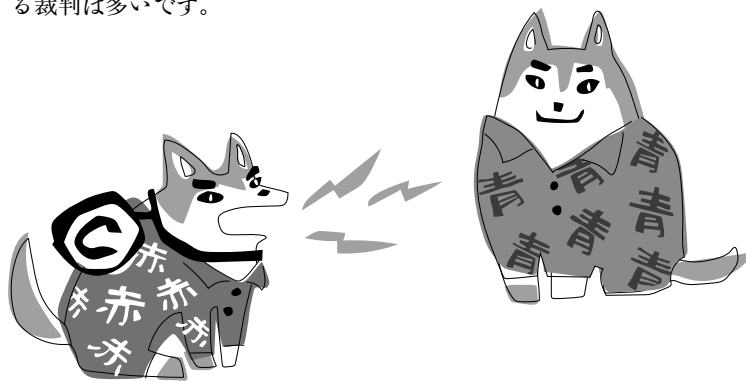
2. 氏名表示権

著作物をどういう名前で表示するか、あるいは無署名、無記名の著作物として公表するかを決定する権利です。漱石の本名は夏目金之助と言いますが、『坊っちゃん』を実名で出すか、夏目漱石というペンネームで出すか、あるいは詠み人知らずのように無記名の本として出版するか、それを選択するのは著作者である漱石の権利です。

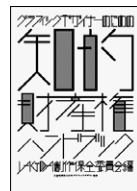
3. 同一性保持権

同一性保持権は極めて重要な権利で、著作権法第20条に「著作者は、その著作物及びその題号(タイ

トル)の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする」とあります。『坊っちゃん』を出版社が新たに発行する時、編集者がちょっと内容を変えてみようと考えて、登場人物の一人である赤シャツについて、赤シャツは今様じゃないから青シャツにしようなんてことは絶対にできません。同一性保持権は、著作物の中身について著作者以外の他人が勝手に改変してはいけないという権利です。但し、第20条は、こういう場合には可、という例外規定が付いています。例えば第2項にある「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」であれば、同一性保持権の侵害にはなりません。この権利は、デザイナーがクライアントのために何かを作った後、クライアントの側で何かを変えたい際に問題になることだと思います。グラフィックデザインの広告、会社のロゴマークなどは、純粋美術に比べるとはるかにクライアントの意見を反映させながら作っていく面があるので、そこでデザイナーが同一性保持権を主張するとかなり紛争が生じます。実際、同一性保持権をめぐる裁判は多いです。



*1 「剣と寒紅」事件(三島由紀夫手紙公表事件)、東京高裁平成12年5月23日判決。小説の中に掲載された三島の書簡について、「手紙を無断で掲載・公表、複製するのは著作権侵害である」として、三島の遺族(相続人)が著者と出版社を相手に起こした民事裁判。



グラフィックデザイナーのための知的財産権ハンドブック／全国各地で開催しているJAGDA知財権セミナーの内容を再構成し、まとめたもの。JAGDAオンラインショップから紙の書籍を購入またはPDF版を無料ダウンロードできます。

一般の人が写っている写真を広告やポスターなどに使うことは、肖像権侵害になりますか？

Q

A

公の場所の群衆写真以外は、許諾がない限り使うことはできません。

1 プライバシー権とパブリシティ権

一般に、肖像権には「プライバシーの権利」と「パブリシティの権利」の2つの面があるとされています。「プライバシーの権利」は、私生活の内容をみだりに公にされない権利です。撮影場所が街頭や競技場などで、意図的にその人を特定したものではなく、群衆の一人として撮影したような場合には、広告の背景などに使用してもプライバシー侵害にはならないでしょう。しかし、家庭内その他の公表が予定されていない場所での人物が特定できる写真を、無断で広告やポスターに利用した場合は、プライバシー侵害を理由として掲載差し止めや損害賠償の請求を受けるおそれがあります。この点は、撮影された人が一般人であるか、タレントやスポーツ選手などの有名人であるかを問いません。

一方、「パブリシティの権利」は、肖像利用の経済的利益を中心とする権利です。タレントやスポーツ選手などの有名人の肖像には、いわゆる顧客吸引力があり、有名人は、むしろ肖像を広告などに積極的に利用させて利益の配分を受けようとします。この利用権をパブリシティの権利といいます。有名人の写真を広告やポスターに無断で使用すれば、パブリシティ権の侵害として、差し止めや損害賠償の請求を受けるのは当然でしょう。

2 公人である政治家の肖像権

では、政治家の肖像権はどうでしょうか？ 一般に、政治家などの公人については、プライバシーの権利は制限されると考えられています。そして、政治家の言動は常に国民の批判にさらされるべきものですので、似顔絵による批評や風刺を新聞などに掲載する



ことは、プライバシー上なんの問題ありません。また、政治家にはタレントなどと同じ意味でのパブリシティの権利はありません。しかし、だからといって政治家の写真や似顔絵を広告やポスターに無許諾で使用することは、政治家の持つ著名性を政治家の意に反して商業的に利用することに他ならず、不正行為として許されません。

3 「新しい人権」として認められた権利

肖像権、プライバシーの権利、パブリシティの権利は、いずれも法律で明文化された権利ではありませんが、裁判例によって確立されてきた「新しい人権」として認められた権利です。それぞれの権利侵害に該当する基準は明確には定められていないため判断が難しいケースも多いですが、「肖像権」の場合、被写体となった個人が特定可能かどうか、撮影場所が多くの人が入り出る公的な空間か、あるいは自宅や病室など私的な空間かどうか、撮影や公開の許可をもらっているかどうか、などが考慮されます。撮影の許可はもらっていても、ネットや印刷物での公開について同意を得ていなければ、無断で公開することで肖像権の侵害となる可能性があるため注意が必要です。



グラフィックデザイナーのための本1 著作権 Q & A
／グラフィックデザイナーが身につけておきたい著作権知識をまとめた一冊です(JAGDA公式サイトからダウンロードできます)。この記事は本書から抜粋した内容を補足・改稿しています。

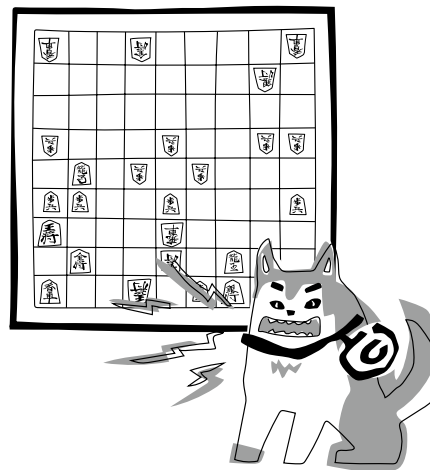
将棋の棋譜は自由に利用できる？ 将棋動画の配信者が逆転敗訴！

『C_NOTE』第1号で取り上げた、将棋の棋譜の配信に関する裁判について控訴審が行われました。事件をおさらいすると、まず男性 YouTuber（以下「A氏」）がBS/CS放送「囲碁将棋チャンネル」で生中継された棋譜情報を使い、リアルタイムで動画配信したところ、著作権侵害を理由に動画が削除されました。A氏は失われた配信収益等についての損害賠償を求めて囲碁将棋チャンネルを訴え、第一審で勝訴。棋譜は公表された客観的事実であり、自由利用の範疇に属するという判断が下されました。今回は、この判決を不服として囲碁将棋チャンネル側が控訴したものです。

控訴審では、囲碁将棋チャンネル側は棋譜が著作物に該当しないという点は争わずに、おもにA氏の「営業上の利益」(*1)が侵害されていないこと、差し止めや名誉回復措置の必要性がないことを主張しました。A氏が利用した棋譜情報は著作物ではないかもしれませんが、それを無断で利用する行為は自由競争の範囲を逸脱して不法行為に至っているため、動画配信で得るA氏の利益は法律で保護されるべきではない、という立論でした。

この主張を理解するには、北朝鮮映画事件(*2)と呼ばれる最高裁判決(平成23年12月8日)を知っておく必要があります。この判例は、著作権法によって保護されない著作物の利用について、「特段の事情」がない限り不法行為は成立しないという判断を

*1 営業上の利益／不正競争防止法第4条に「故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる」と定められています。



示したものです。この判決以降、著作物に該当しない情報の利用が違法と評価されることが非常に厳しくなりました。

さて、A氏は囲碁将棋チャンネルの生放送を視聴して棋譜情報を取得し、それを無料でリアルタイムに配信していました。そのような行為は有料配信を視聴するファンを減少させることになるため、大阪高裁は、「日本将棋連盟が作り上げた棋戦を放送・配信する権利を有償で許諾して収益を上げるというビジネスモデルを阻害し、ひいては現状のような規模での棋戦を存続させていくことを危うくしかねないもの」と断じ、A氏の行為が不法行為に該当すると認定しました。そして、不法行為によって得られた利益は法律上保護されたものとは言えず、損害賠償請求は認められないとの結論に至りました。今回の判決は、著作物とは認められない情報の利用であっても違法になる一事例を示したという点で重要なものといえます。

*2 北朝鮮映画事件／北朝鮮国民が製作した映画が、日本国内で著作物として保護されるかなどが争われた事件です。この事件の判決が出る前は、著作物ではない情報の利用について、不法行為責任が認められる下級審判例が散見されていました。



前原一輝／1983年生まれ。2006年、東京大学法学部卒業。2009年、山梨学院大学法科大学院卒業。2011年、弁護士登録。2012年より麹町パートナーズに所属し、多数の著作権事件(出版、映画、スマホゲーム、その他)に関わった。近年は、インターネット上の著作権問題も多く扱う。2023年5月から高樹町法律事務所にて主に著作権法に関する業務を行なう。一方「JAGDA知財権セミナー」等で講師を務める。YouTubeで著作権に関する動画を配信中(チャンネル名「弁護士前原一輝の著作権講座」)



第1部は前原弁護士と藤崎委員長による知的財産権講座の基礎編。前原氏は「昨今世間は法的な著作権侵害に当たらなくても騒ぎ立てる傾向があるので、デザイナーは留意して欲しい」と。藤崎氏は「AI 画像生成ツール Canva のテンプレートロゴは自由に使えるが、商標登録はできないので注意を」と強調。

第2部前半はグラフィックデザイナーの茂村巨利氏による講演。市販フォントをロゴに使用する場合の利用規約確認、ロゴの事前商標チェックの必要性、クライアントへの真摯な対応など、デザイナーのモラルとコミュニケーション力の大切さを述べられました。

第2部後半はイラストレーターの竹中俊裕氏、株式会社ワールドグローブ代表取締役の本田一光氏、そして味岡副委員長が加わりパネルディスカッション。竹中氏からはイラストを無断使用、販売されてしまった事例の紹介があり、そういった場合には弁護士を通して警告書を送付するのも一つの手であると前原氏からアドバイス。また本田氏からは自社のロゴマークに対して大手企業から商標権の侵害を指摘されたため、(知的財産を扱う)公的機関に相談して円滑に対処した事例が紹介されました。

最後に味岡氏は「創作保全委員会はモラルをどのように醸成していくかを考える場でもある。デザイナーは常に自分に対して正直な仕事をしなくちゃいけない」と130名もの熱い聴衆に熱く訴えかけました。

第8回委員会

2024年11月7日(木) 14:00-17:00 @JAGDA 事務局

- 「デザイン制作契約ハンドブック」修正原稿について、顧問弁護士による解説と委員との質疑応答。
- 会員アンケートの結果と運営委員会で発表された今後の活動方針を確認。
- 文化庁の権利情報検索システムの概要を確認。

第9回委員会

12月12日(木) 13:00-15:00 @JAGDA 事務局

- 「デザイン制作契約ハンドブック」の最終案とそれに付随する発注書の内容を確認・検討。
- 福岡の知財産セミナーの企画概要と解説事例を確認。
- 日本著作権者団体協会「著作権者人格権不行使特約に関する声明」案を確認・検討。

第10回委員会

2025年1月29日(水) 14:30-17:00

@ インターナショナル・デザイン・リエゾンセンター

- カテゴリー別のワークフローを検証し、契約書に付随する発注書の記載項目を統一することを確認。
- 福岡の知財産セミナーの進行台本とスライドを確認。
- 2025年度事業計画・予算案を確認。契約書の発行など各種事業を継続し、予算は収支差額ゼロに収める。
- 会員から相談のあったデザインの類似事例について、類似性の有無と今後の対応について検討。
- 自治体からの委託契約書のチェックと改善の相談を受け、顧問弁護士が作成した修正案を確認。

第11回委員会

2月17日(月) 14:30-17:00 @JAGDA 事務局

- 契約書に関連し、全国の自治体の契約書や募集要項における知財産の規定の現状と収集方法について検討。
- 会員から相談のあったデザインの類似事例について、その後の進捗状況を確認し、今後の対応について検討。